新たな就労サポートを実施!



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

京都市重度障害者等就労支援特別事業

京都市では、重度障害者等就労支援特別事業を開始し、重度障害のある方の就労をサポート します(申請者別の手続の流れ等の簡単なイメージ図は、別紙 | を御参照ください。)。

以下の要件に全て該当される方

- 〇重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方

- 〇民間企業で雇用されている方(※I)、又は自営業(※2)の方で通勤や職場における支援が必要な方

対 象 者

- 〇 | 週間の所定労働時間が | 0時間以上の方(今後 | 0時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。)
- 〇京都市に居住している方(就労場所は本市内に限定しません。)
- ※ I 就労継続支援A型事業所の利用者は除きます。
- ※2 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます(国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除きます。)。

企業に雇用されている方の場合

民間企業が、重度障害のある方等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援を行います。

	JEED の助成金を活用	本事業で支援
通 勤 支 援	各年度3箇月まで	各年度4箇月目以降
職場等における業務介助(※3)	0	―(助成金で対応)
職場等における業務外の福祉的支援(※4)	×(助成金の対象外)	0

支援の内容

※3 職場等における業務介助(JEED の助成金を活用) 文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付添い等

- ・ 文書の朗読、作成・機器の操作、入力作業・業務上の外出の付添い等の高齢・障害・求職者雇用 支援機構(JEED)が認める業務上の支援は、JEEDが実施する重度訪問介護サービス利用者等 職場介助助成金(以下「助成金」)を活用していただくことができます。
- ・ 助成金の受給には要件及び審査があり、障害者を雇用する事業主が JEED に対し、助成金の 申請手続を行う必要があります。
- ※4 職場等における業務外の福祉的支援(本事業で支援) 喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

自営業の方の場合 重度障害者等が自営業者等として働く場合、JEEDの助成金の対象とならない ため、I箇月目から本事業単独で支援を行います。 助成金を活用 本事業で支援 通勤支援(就労中の外出を含む) 0 職場等における業務介助 0 職場等における業務外の福祉的支援 O サービス提供(ヘルパーの派遣)を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護ま サービス たは行動援護を行っている指定障害福祉サービスを行う事業者となります。 提供事業者 ・重度訪問介護の支給決定を受けている方 :120時間 支給量上限 ・同行援護・行動援護の支給決定を受けている方 : 80時間 (1箇月当たりの上限) サービス利用に要した費用の1割 (重度訪問介護等と同じ上限額の設定。なお、市民税非課税世帯の方の利用 負担はありません。下表を御参照ください。) 月額負担上限額 対象 利用者の負担 生活保護受給世帯 利用者負担なし(0円) 市民税非課税世帯 利用者負担なし(0円) 市民稅課稅世帯(所得割16万円未満) I割負担(9,300円) 市民稅課稅世帯(所得割16万円以上) I割負担(37,200円) 随時受付(申請者別の手続の流れ等の詳細は、別紙2を御参照ください。) ※通勤や職場等における支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が 申 請 必要となります。 〇本事業全般の御相談(申請から事業開始までの流れ、具体的な手続方法等) 本事業の支援を具体的に受けるための「支援計画書」についての御相談 京都障害者就業・生活支援センター 電話 702-3725 ○助成金の御相談・申請先 相談 先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)京都支部 電話 951-7481 〇本事業の申請先 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話 222-4161

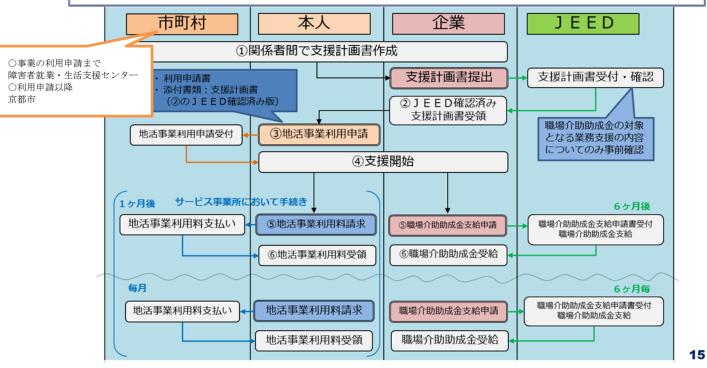
発行:京都市保健福祉局障害保健福祉推進室(令和3年8月発行)

京都市印刷物 第034408号

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ①

事業の実施フロー (民間企業勤務・職場介助)

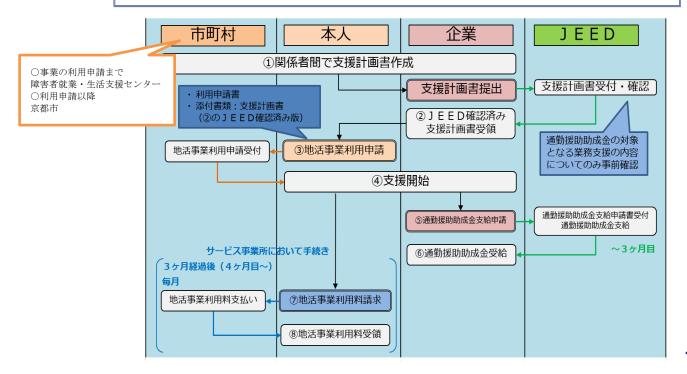
- 関係者間で支援計画書を作成(①) し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)にて当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「地活事業」という。)の利用申請(③)し、地活事業利用開始(④)
- サービス事業所→市町村等に対して地活事業利用料請求(代理受領)と 市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い 企業→JEEDに対して重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(以下「職場介助助成金」という。)の支給申請と JEED→企業に対して職場介助助成金の支給(⑤⑥)



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ②

事業の実施フロー (民間企業勤務・通勤援助)

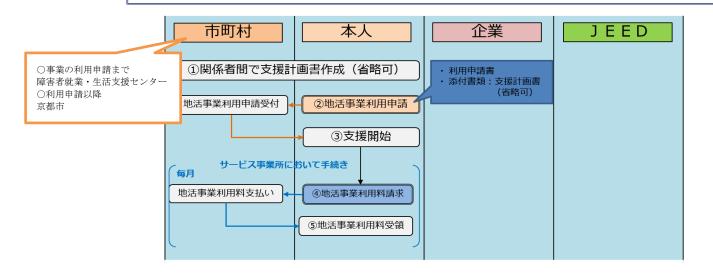
- 関係者間で支援計画書を作成(①)し、JEEDにて、当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから企業に返戻(②)
- 本人→市町村等に対し、事前確認された支援計画書を添付書類として、地活事業の利用申請(③)し、地活事業利用開始(④)
- ・ 企業→JEED→企業に対して重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金(以下「通勤援助助成金」という。)の支給申請と JEED→企業に対して通勤援助助成金の支給(⑤⑥)
- (通勤援助助成金の支給期間(3ヶ月)経過後、)サービス事業所→市町村等に対して地活事業利用料請求(代理受領)と 市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い(⑦®)



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ③

事業の実施フロー**Ⅲ** (自営業者等)

- 関係者間で支援計画書を作成(①) ※自営業者等については支援計画書を作成しなくても差し支えない本人→市町村等に対し、地活事業の利用申請(②)(支援計画書がある場合は添付書類として添付)し、地活事業利用開始(③)サービス事業所→市町村等に対して地活事業利用料請求(代理受領)と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い(④⑤)



出典:厚生労働省「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について説明資料」

17